

埼葛斎場組合パートタイム会計年度任用職員の勤務条件等について

1. 任用期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2. 勤務日及び勤務時間

■ 勤務日

友引日を除くシフト制で、月14日勤務（一週間あたりの勤務日数3.3日）
土曜日、日曜日及び祝日も勤務があります。（1/1～1/3を除く。）

■ 勤務時間

午前8時30分から午後5時15分（休憩時間を除く。）

※休憩時間は60分となります。

3. 職務内容・勤務場所

■ 職務内容

一般事務（電話・窓口対応、データ入力、書類作成その他補助的事務）

■ 勤務場所

春日部市内牧1431番地 埼葛斎場組合斎場 事務局

4. 応募資格

年齢不問

高校卒業程度以上の学力を有する人

※ただし、次のいずれかに該当する人は申し込みできません。

- ・日本国籍を有しない人
- ・地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人

5. 給与

■ 報酬額

時間額 1,106円 ※令和6年11月現在額（参考）

※ 常勤職員の給与改定等に伴い、任用期間内において増額または減額となる場合があります。

- 手当等…費用弁償、期末・勤勉手当、超過勤務手当等が支給されます。
 - ※ 費用弁償は交通機関の運賃又は通勤距離に応じて支給します。ただし、徒歩通勤又は勤務地までの距離が2 km未満の場合は対象外です。
 - ※ 期末・勤勉手当は年2回（6、12月）、それぞれ時間額×月の平均勤務日数×1日の勤務時間×支給月数※×期間率により算出された額を支給予定です。
 - ※支給月数は常勤職員の給与改定等に伴い、変動します。
- （参考：令和6年11月現在2.25月）

- 支払方法…毎月月末締め翌月の21日に指定口座へ振り込みます。

6. 社会保険

共済組合（短期給付、福祉事業）、厚生年金及び雇用保険に加入していただきます。

7. 災害補償

通勤又は公務上の理由による負傷や疾病等に対して、災害補償の対象となる場合があります。

8. 年次有給休暇

年13日

9. その他有給休暇

夏季休暇、忌引休暇、裁判員休暇、危険回避休暇等

10. 公務員としての遵守事項

会計年度任用職員も、埼葛斎場組合職員と同様に地方公務員法が適用され、次の義務等が課せられます。

これらに違反すると、懲戒処分の対象となる場合があります。

- ① サービスの根本基準 ～全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない～（地方公務員法第30条）
- ② 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）
- ③ 信用失墜行為の禁止（地方公務員法第33条）

- ④ 秘密を守る義務（地方公務員法第34条）
- ⑤ 職務に専念する義務（地方公務員法第35条）
- ⑥ 政治的行為の制限（地方公務員法第36条）
- ⑦ 争議行為等の禁止（地方公務員法第37条）

11. その他の注意事項

- ・ 勤務時間中は、貸与した名札を必ず着用してください。
- ・ 市民の皆様に不快な思いをさせない服装を心掛けてください。
- ・ 斎場内は、職員の自動車の駐車を禁止していますので、通勤で自動車を使用する場合は、個人で駐車場を確保してください。
- ・ 通勤や仕事中は、事故の無いよう十分に注意するとともに、万一事故にあった場合には、速やかに所属長へ報告するようお願いいたします。

－お問い合わせ先－
埼葛斎場組合 事務局
管理担当 森田
Tel048-752-1531